

施設整備事業に係る事後評価結果について
(平成20年度事後評価分)

1. 事後評価の仕組み

事業実施主体が、費用対効果分析手法の対象事業として指定された施設整備事業を実施した場合、当該者は、施設整備の完了後3年を経過した年の翌年度に事後評価を実施し、機構に報告することとなっている。

また、機構は事業実施主体からの報告をもとに、事業ごとに事後評価結果を踏まえ、必要に応じ改善していくこととする。

2. 事後評価結果

今年度は、平成16年度に終了した施設整備事業を対象として、事後評価を実施した。

事後評価対象事業及び件数は、新規参入円滑化対策事業が1件、畜産環境緊急特別対策事業が9件、食肉流通合理化総合対策事業が4件、精製糖企業合理化促進緊急対策事業が14件で、合計28件であった。これらの中で、投資効率が1以下であったものは、食肉流通合理化総合対策事業で1件であった。

なお、計画時の投資効率と実績値の投資効率が▲20%以上乖離していた事業は、2件であった。

事業名	件数	投資効率が1以下	(参考)	
			-20%以上乖離	+20%以上乖離
新規参入円滑化対策事業	1	0% (0/1件)	0% (0/1件)	0% (0/1件)
畜産環境緊急特別対策事業	9	0% (0/9件)	0% (0/9件)	0% (0/9件)
食肉流通合理化総合対策事業	4	25% (1/4件)	25% (1/4件)	75% (3/4件)
精製糖企業合理化促進緊急対策事業	14	0% (0/14件)	7% (1/14件)	36% (5/14件)
計	28	3.6% (1/28件)	7.1% (2/28件)	28.6% (8/28件)

注：投資効率＝{(年総効果額÷還元率)－廃用損失額}÷総事業費